

名古屋市立大学病院における論文インセンティブ実施要項

(趣旨)

- 第1条 この要項は、本院が医療法上の臨床研究中核病院を目指すにあたり、医療法第4条の3第1項第1号に規定する特定臨床研究に関する質の高い論文の発表を奨励するため、定められた期間に学術雑誌に掲載された論文が、臨床研究中核病院の承認要件を満たすものである場合、「論文インセンティブ」として奨励経費を支給するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の特定臨床研究とは、2018年4月1日付で臨床研究法が施行されたことに伴い、医療法上の特定臨床研究の定義が変更されたことによる経過措置の適用を含めて、臨床研究中核病院の承認要件の対象となるものをいう。

(対象論文)

- 第2条 論文インセンティブの対象とする論文は、以下の各号すべての要件を満たす特定臨床研究に関する質の高い論文として認められ、病院長が承認したものとする。
- (1) 論文の「筆頭著者」が本学所属の医師・教員等であること。
 - (2) 本院で実施された特定臨床研究（「臨床研究法第2条第2項に規定するもの」及び「治験」。但し、論文の掲載日が2019年3月31日までのものについては、臨床研究法に規定する特定臨床研究に該当しない「介入及び侵襲を伴う臨床研究」によるものも対象とする）であること。なお、副次的な論文（プロトコル論文、サブグループ解析、個別の試験実施施設の結果など）を含む。
 - (3) 英語論文であること。
 - (4) 査読のある学術雑誌に掲載されること。
 - (5) 米国国立医学図書館が提供する医学・生物学分野の学術文献データベース(PubMed)に掲載されること。
 - (6) 臨床研究法上の特定臨床研究に該当するものは、jRCT (Japan Registry of Clinical Trials) に登録されていること。なお、臨床研究法に規定する特定臨床研究に該当しない「介入及び侵襲を伴う臨床研究」によるものはUMIN等、倫理指針に定められた公開データベースに登録されていること。
 - (7) 認定臨床研究審査委員会もしくは倫理審査委員会で承認を受けた研究計画書(実施計画書)から逸脱がないこと。
- 2 この論文インセンティブは、2018年4月1日以降に学術雑誌に論文が掲載されたものを対象とする。但し、2018年3月31日以前に掲載されたものであっても、「平成29年度名古屋市立大学病院における論文投稿奨励制度」の奨励対象に該当するもの(2017年10月1日以降に accept された論文)については、例外として対象に加えるものとする。
- 3 論文インセンティブの対象件数は年間45件以内で病院長が定めるものとする。
- 4 「平成29年度名古屋市立大学病院における論文投稿奨励制度」の奨励対象となった論文は申請することができない。但し、2017年度に支給対象となったものが学術雑誌に掲載され、その支給額が、次条で定める奨励費の額を下回っていた場合、その差額を本実施要項の論文インセンティブとして支給するものとする。

(論文インセンティブ)

- 第3条 論文インセンティブの額は論文1件につき100,000円以内で病院長が定める額とする。
- 2 論文インセンティブの支給は申請者の所属する診療科・中央部門等へ配分することにより行う。また、論文インセンティブの配分年度は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 2018年10月31日までに承認された場合は、2018年度論文インセンティブとして配分する。
- (2) 2018年11月1日以降に承認された場合は、2018年度配分もしくは2019年度配分のいずれかを選択できるものとする。
- (3) 2019年度以降に承認された場合は、この制度が継続して実施される限りにおいて(1)(2)に準じた取扱いとする。

(申請者)

第4条 申請者は、申請しようとする日において名古屋市立大学に所属する者で、申請しようとする論文の筆頭著者本人（以下、「申請者」という。）とする。

(申請期間)

第5条 申請は本要項施行後、論文インセンティブ対象件数が年度毎に45件以内で病院長が定める件数に到るまで受け付けることとする。

(申請の手続)

第6条 申請者は、別に定める「特定臨床研究に係る論文インセンティブ申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）」に論文及び認定臨床研究審査委員会もしくはIRBで承認された研究計画書（実施計画書）を添えて、臨床研究戦略部（教育研究課学術研究推進係）（以下、「事務局」という。）に提出するものとする。

- 2 論文1件につき、「申請書」1枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。
- 3 事務局において申請を受け付けた場合は、受付順に受付番号を付番するものとする。
- 4 「申請書」等に軽微な不備等があった場合、その修正のために一旦、「申請書」等を返却する場合は再提出期限を付し、期限内に修正された「申請書」等が再提出された場合は、当初の受付番号を付番し直すことはしないが、期限を過ぎて再提出された場合は受付番号をその時点で付番し直すものとする。
- 5 提出された「申請書」、論文及びその他の資料等は返還しない。
- 6 「平成29年度名古屋市立大学病院における論文投稿奨励制度」の奨励支給対象となったものが、その差額分の支給対象となる場合の申請手続きは不要とする。

(所属長の許可等)

第7条 申請者は、申請にあたっては必ずインセンティブの支給を受ける所属の長の許可を得ることとし、「申請書」に所属長の記名押印のないものはこれを受け付けない。

(審査)

第8条 審査は、受付番号順に随時、また速やかに行うものとする。

- 2 審査は臨床研究戦略部に所属する副部長が担当する。
- 3 審査にあたって、臨床研究戦略部副部長の申請案件を審査する場合は、当該副部長は当該審議に加わらないものとする。
- 4 なお、この審査は、提出された論文が、臨床研究中核病院の承認要件に合致するものかどうか、すなわち第2条第1項各号について審査・判定するものであり、論文の学術的内容を審査するものではない。

(審査結果の通知)

第9条 審査結果を元に、事務局は病院長名で申請者に対し審査結果を随時、また速やかに通知する。但し、一人で複数件の申請があった場合は、その2件目以降についてはこの限りではない。

- 2 審査結果の通知は、別に定める「特定臨床研究に係る論文インセンティブ 審査結

果通知書（様式2）」により行うものとする。

- 3 2017年度名古屋市立大学病院における論文投稿奨励制度の奨励支給対象となったものへ、その差額分を支給する場合の通知は、別に定める「特定臨床研究に係る論文インセンティブ決定通知書（様式3）」により行うものとする。

（事務局）

第10条 事務局は臨床研究戦略部（教育研究課学術研究推進係）に設置する。

（その他）

第11条 この要項に定めない事項は、病院執行部が別に定める。

附 則

この要項は、2018年6月19日から施行する。